

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

1 趣旨

墨田区長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取の依頼があったが、依頼内容は緊急に処理しなければならず、かつ、教育委員会を招集する暇がなかったため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条に基づく教育長の臨時代理により異議ない旨を回答した。

2 条例案名

- (1) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

3 改正概要

別紙1のとおり

4 区長からの依頼文及び回答文

別紙2のとおり

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び幼稚園
教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例概要

1 給料表の改定

特別区人事委員会の勧告等のとおり、給料月額の引下げを行う。

・勧告の内訳

給与の改定額・・・平均△2, 235円(△0.58%)

給料 △1, 863円

はね返り △ 372円

※1 初任給については、人材確保の観点から給料月額を据え置く。

※2 医療職給料表(一)については、医師の処遇確保の観点から改定しない。

2 諸手当の改定

勤勉手当の引上げ

勤勉手当の支給月数を次のとおり引き上げる。

区 分		現 行	令和元年度(案)※	令和2年度以降(案)
再任用職員 以外の職員	管 理 職 員 以外の職員	0. 9 5 0 (年間：1.90)	1. 1 0 0 (+0.15) (年間：2.05)	1. 0 2 5 (+0.075) (年間：2.05)
	管 理 職 員	1. 1 5 0 (年間：2.30)	1. 3 0 0 (+0.15) (年間：2.45)	1. 2 2 5 (+0.075) (年間：2.45)
再任用職員	管 理 職 員 以外の職員	0. 4 5 0 (年間：0.90)	0. 5 5 0 (+0.10) (年間：1.00)	0. 5 0 0 (+0.050) (年間：1.00)
	管 理 職 員	0. 5 5 0 (年間：1.10)	0. 6 5 0 (+0.10) (年間：1.20)	0. 6 0 0 (+0.050) (年間：1.20)

※ 令和元年度分の引上げは、本年12月の支給において行う。

〔参考〕 期末・勤勉手当の年間支給月数

・再任用職員以外の職員 4. 5 0 月 → 4. 6 5 月 (+0. 1 5 月)

・再任用職員 2. 3 5 月 → 2. 4 5 月 (+0. 1 0 月)

3 職員の退職手当に関する条例の一部改正

給料表の改定に伴い、令和2年1月1日から同年3月31日までの間に退職する職員に係る退職手当の激変緩和措置を実施するため、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の付則で職員の退職手当に関する条例の一部を改正する。

4 施行期日

- (1) 本年 1 2 月分の勤勉手当の引上げ及び退職手当の激変緩和措置 公布の日
- (2) 給料表の改定 令和 2 年 1 月 1 日
- (3) 令和 2 年度の勤勉手当の改定 令和 2 年 4 月 1 日



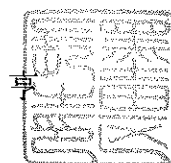
31 墨総法条第35号

令和元年11月25日

墨田区教育委員会

教育長 加藤 裕之 様

墨田区長 山本 亨



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

令和元年度墨田区議会定例会11月議会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

2 提案理由

特別区人事委員会の勧告等に伴い、職員の給料表及び勤勉手当の支給月数を改定する。

※ 給料表の改定に伴い、令和2年1月1日から同年3月31日までの間に退職する職員に係る退職手当の激変緩和措置を実施するため、付則で職員の退職手当に関する条例の一部を改正する。

3 施行期日

- (1) 本年12月分の勤勉手当の引上げ及び退職手当の激変緩和措置 公布の日
- (2) 給料表の改定 令和2年1月1日
- (3) 令和2年度の勤勉手当の改定 令和2年4月1日

4 提出条例案

別紙のとおり



議案第61号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の95」を「100分の110」に、「100分の115」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の95」を「100分の110」に、「100分の45」を「100分の55」に、「100分の115」を「100分の130」に、「100分の55」を「100分の65」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第 1

行政職給料表 (一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	142,500	196,700	226,600	253,100	283,900	368,900
	2	143,600	198,300	228,700	255,400	286,400	371,700
	3	144,700	199,900	230,800	257,700	288,900	374,500
	4	145,900	201,400	232,900	260,000	291,400	377,300
	5	147,100	203,000	234,900	262,300	293,900	380,100
	6	148,300	204,700	237,000	264,600	296,400	382,800
	7	149,500	206,300	239,100	266,900	298,900	385,600
	8	150,700	208,000	241,200	269,200	301,500	388,400
	9	151,900	209,800	243,200	271,500	304,100	391,200
	10	153,100	211,500	245,300	273,800	306,700	394,000
	11	154,400	213,300	247,400	276,100	309,200	396,900
	12	155,700	215,200	249,600	278,400	311,800	399,800
	13	157,000	217,000	251,700	280,700	314,400	402,600
	14	158,400	218,900	253,900	283,000	317,000	405,500
	15	159,800	220,800	256,100	285,200	319,600	408,400
	16	161,200	222,600	258,300	287,600	322,200	411,300
	17	162,700	224,500	260,500	290,000	324,800	414,200
	18	164,300	226,400	262,700	292,400	327,400	417,100
	19	166,000	228,300	264,900	294,800	330,000	420,100
	20	167,800	230,300	267,100	297,200	332,700	423,100
	21	169,600	232,300	269,400	299,600	335,300	426,000
	22	171,400	234,200	271,700	302,000	338,000	429,000
	23	173,200	236,200	274,000	304,400	340,700	432,100
	24	175,000	238,200	276,300	306,800	343,400	435,100
	25	176,800	240,200	278,500	309,100	346,100	438,100
	26	178,600	242,200	280,800	311,500	348,800	441,000
	27	180,400	244,200	283,200	314,000	351,500	444,000
	28	182,100	246,300	285,600	316,500	354,200	446,900
	29	183,700	248,300	288,000	319,000	356,900	449,700
	30	184,900	250,400	290,300	321,500	359,700	452,500
	31	186,000	252,500	292,700	324,000	362,500	455,200
	32	187,100	254,600	295,000	326,400	365,300	457,700
	33	188,200	256,800	297,300	328,700	368,100	460,200
	34	189,400	258,900	299,500	331,100	370,800	462,600
	35	190,700	261,000	301,800	333,500	373,500	464,800
	36	192,100	263,100	304,100	335,900	376,200	467,000

再任用職員 以外の職員	37	193,600	265,200	306,400	338,200	378,900	469,000
	38	195,300	267,200	308,600	340,600	381,600	471,000
	39	197,000	269,300	310,700	343,000	384,100	472,800
	40	198,700	271,400	312,900	345,300	386,700	474,600
	41	200,400	273,400	315,100	347,500	389,300	476,200
	42	202,200	275,300	317,300	349,800	391,900	477,800
	43	204,000	277,300	319,300	352,100	394,300	479,200
	44	205,900	279,300	321,400	354,300	396,800	480,700
	45	207,800	281,300	323,500	356,500	399,200	482,000
	46	209,600	283,100	325,600	358,700	401,600	483,400
	47	211,500	285,000	327,600	360,900	403,800	484,600
	48	213,300	286,900	329,700	363,000	406,000	485,900
	49	215,200	288,800	331,700	365,000	408,100	487,000
	50	217,000	290,600	333,700	367,100	410,100	488,200
	51	218,900	292,400	335,600	369,100	411,900	489,200
	52	220,700	294,200	337,600	371,100	413,700	490,300
	53	222,600	295,900	339,600	373,100	415,400	491,300
	54	224,400	297,700	341,600	375,000	416,900	492,300
	55	226,300	299,500	343,500	376,900	418,400	493,200
	56	228,200	301,100	345,300	378,700	419,800	494,100
	57	230,000	302,800	347,200	380,500	421,000	494,900
	58	231,800	304,500	349,100	382,300	422,200	495,700
	59	233,600	306,100	350,800	384,000	423,300	496,500
	60	235,400	307,800	352,600	385,700	424,200	497,200
	61	237,200	309,400	354,400	387,200	425,200	497,900
	62	238,900	310,900	356,100	388,800	426,100	498,600
	63	240,700	312,500	357,800	390,300	426,900	499,300
	64	242,500	314,100	359,500	391,700	427,700	499,900
	65	244,300	315,600	361,100	393,000	428,500	500,500
	66	246,100	317,100	362,800	394,100	429,200	501,100
	67	247,900	318,600	364,400	395,200	430,000	501,600
	68	249,600	320,000	365,900	396,200	430,700	502,100
	69	251,300	321,500	367,400	397,200	431,300	502,600
	70	252,900	322,900	368,900	398,000	432,000	503,100
	71	254,600	324,300	370,300	398,900	432,600	503,600
	72	256,300	325,600	371,600	399,700	433,200	504,100
	73	258,000	326,900	372,900	400,500	433,700	504,600
	74	259,700	328,100	374,100	401,200	434,300	505,100
	75	261,400	329,300	375,200	402,000	434,800	505,600
	76	263,000	330,400	376,100	402,700	435,400	506,100
	77	264,600	331,500	377,100	403,400	436,000	506,600
	78	266,100	332,600	378,000	404,000	436,600	507,100

79	267,700	333,600	378,900	404,700	437,200	507,600
80	269,300	334,600	379,600	405,300	437,700	508,100
81	270,900	335,400	380,400	405,900	438,200	508,600
82	272,500	336,300	381,200	406,400	438,700	509,100
83	274,100	337,100	381,900	407,000	439,200	509,600
84	275,600	337,900	382,500	407,500	439,700	510,100
85	277,100	338,500	383,200	408,000	440,200	510,600
86	278,500	339,200	383,800	408,400	440,700	511,100
87	280,000	339,800	384,400	408,900	441,200	511,600
88	281,400	340,400	384,900	409,400	441,700	512,100
89	282,800	341,000	385,400	409,800	442,200	512,600
90	284,200	341,600	385,900	410,300	442,700	
91	285,600	342,200	386,400	410,800	443,200	
92	286,800	342,700	386,900	411,200	443,700	
93	288,100	343,200	387,400	411,700	444,100	
94	289,400	343,700	387,900	412,200	444,600	
95	290,700	344,200	388,400	412,700	445,100	
96	291,800	344,700	388,900	413,100	445,600	
97	293,000	345,200	389,400	413,500	446,100	
98	294,200	345,700	389,900	413,900	446,600	
99	295,400	346,200	390,400	414,300	447,100	
100	296,600	346,700	390,900	414,700	447,600	
101	297,600	347,200	391,400	415,100	448,100	
102	298,700	347,600	391,900	415,500	448,600	
103	299,800	348,100	392,400	415,900	449,100	
104	300,800	348,600	392,800	416,300	449,600	
105	301,700	349,100	393,200	416,700	450,100	
106	302,700	349,500	393,600	417,100	450,600	
107	303,600	349,900	394,000	417,500	451,100	
108	304,500	350,300	394,400	417,900	451,600	
109	305,400	350,700	394,800	418,300	452,100	
110	306,200	351,100	395,200	418,700		
111	307,000	351,500	395,600	419,100		
112	307,800	351,900	396,000	419,500		
113	308,400	352,300	396,400	419,900		
114	309,100	352,700	396,800	420,300		
115	309,700	353,100	397,200	420,700		
116	310,300	353,500	397,600	421,100		
117	310,800	353,900	398,000	421,500		
118	311,300	354,300	398,400	421,900		
119	311,700	354,700	398,800	422,300		
120	312,100	355,100	399,200	422,700		

	121	312, 400	355, 500	399, 600	423, 100		
	122	312, 800		400, 000	423, 500		
	123	313, 200		400, 400	423, 900		
	124	313, 600		400, 800	424, 300		
	125	314, 000		401, 200	424, 700		
	126	314, 300		401, 600	425, 100		
	127	314, 700		402, 000	425, 500		
	128	315, 100		402, 400	425, 900		
	129	315, 500		402, 800	426, 300		
	130	315, 900		403, 200			
	131	316, 300		403, 600			
	132	316, 700		404, 000			
	133	317, 000		404, 400			
	134	317, 400					
	135	317, 700					
	136	318, 000					
	137	318, 300					
	138	318, 600					
	139	318, 900					
	140	319, 200					
141	319, 500						
142	319, 800						
143	320, 100						
144	320, 400						
145	320, 700						
146	321, 000						
147	321, 300						
148	321, 600						
149	321, 900						
再任用職員		197, 300	231, 800	269, 600	287, 400	311, 600	378, 600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、
第22条に規定する職員を除く。

別表第2

行政職給料表 (二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	128,000	204,000	224,600	229,300
	2	128,700	205,600	226,400	231,300
	3	129,400	207,400	228,300	233,300
	4	130,100	209,100	230,200	235,300
	5	130,800	210,900	232,400	237,300
	6	131,500	212,700	234,200	239,300
	7	132,200	214,400	236,200	241,300
	8	132,900	216,300	238,200	243,300
	9	133,600	218,100	240,300	245,300
	10	134,300	219,900	242,000	247,300
	11	135,000	221,700	244,100	249,300
	12	135,700	223,500	246,200	251,400
	13	136,400	225,500	248,200	253,500
	14	137,400	227,300	250,200	255,600
	15	138,400	229,200	252,300	257,700
	16	139,400	231,000	254,300	259,800
	17	140,400	232,800	256,100	261,900
	18	141,400	234,600	258,200	263,900
	19	142,500	236,400	260,200	266,000
	20	143,700	238,300	262,100	268,100
	21	144,900	240,000	264,000	270,200
	22	146,100	241,700	266,000	272,300
	23	147,300	243,500	267,800	274,400
	24	148,400	245,200	269,700	276,600
	25	149,600	247,000	271,600	278,800
	26	150,800	248,600	273,500	281,000
	27	152,100	250,200	275,200	283,200
	28	153,400	251,900	277,000	285,300
	29	154,600	253,500	278,900	287,300
	30	156,000	255,100	280,700	289,400
	31	157,400	256,700	282,400	291,500
	32	158,800	258,300	284,200	293,600
	33	160,500	259,800	285,900	295,600
	34	162,200	261,400	287,600	297,700
	35	163,800	263,000	289,300	299,800
	36	165,300	264,400	291,000	301,800

37	166,800	265,900	292,700	303,700
38	167,900	267,400	294,500	305,700
39	168,900	268,800	296,100	307,700
40	169,900	270,200	297,600	309,700
41	170,900	271,700	299,300	311,600
42	172,000	273,000	300,900	313,500
43	173,200	274,500	302,400	315,400
44	174,400	275,700	303,900	317,300
45	175,800	277,100	305,500	319,000
46	177,300	278,400	307,000	320,800
47	178,900	279,700	308,400	322,600
48	180,400	281,000	309,900	324,300
49	182,000	282,300	311,300	326,100
50	183,600	283,500	312,700	327,800
51	185,200	284,700	314,100	329,400
52	187,000	285,900	315,400	331,000
53	188,700	287,000	316,700	332,600
54	190,300	288,100	318,000	334,100
55	192,000	289,100	319,200	335,600
56	193,700	290,100	320,300	337,100
57	195,400	291,100	321,400	338,400
58	197,000	292,000	322,500	339,800
59	198,800	292,900	323,400	341,100
60	200,400	293,800	324,200	342,300
61	202,100	294,500	325,100	343,500
62	203,800	295,300	325,800	344,400
63	205,500	296,000	326,600	345,400
64	207,200	296,700	327,200	346,300
65	208,800	297,200	327,900	347,200
66	210,500	297,800	328,600	347,900
67	212,100	298,300	329,200	348,600
68	213,700	298,900	329,700	349,300
69	215,400	299,400	330,300	350,000
70	216,900	299,900	330,800	350,600
71	218,600	300,500	331,400	351,300
72	220,200	300,900	331,800	352,000
73	221,800	301,300	332,200	352,600
74	223,500	301,800	332,600	353,100
75	225,100	302,200	333,100	353,700
76	226,600	302,600	333,500	354,200
77	228,200	303,100	333,900	354,800
78	229,600	303,500	334,400	355,200

再任用職員 以外の職員	79	231,200	304,000	334,800	355,700
	80	232,700	304,400	335,200	356,200
	81	234,300	304,800	335,700	356,600
	82	235,800	305,200	336,100	356,900
	83	237,400	305,600	336,500	357,400
	84	238,800	306,100	337,000	357,800
	85	240,300	306,500	337,400	358,200
	86	241,600	306,900	337,800	358,600
	87	243,100	307,200	338,200	359,000
	88	244,700	307,600	338,600	359,400
	89	246,200	307,900	338,900	359,800
	90	247,400	308,300	339,300	360,300
	91	248,900	308,600	339,600	360,700
	92	250,200	309,000	340,000	361,000
	93	251,600	309,300	340,300	361,400
	94	252,900	309,700	340,700	361,700
	95	254,200	310,000	341,000	362,100
	96	255,500	310,400	341,400	362,400
	97	256,800	310,700	341,700	362,800
	98	257,900	311,100	342,000	363,100
	99	259,100	311,400	342,400	363,500
	100	260,400	311,800	342,700	363,800
	101	261,600	312,100	343,100	364,200
	102	262,800	312,500	343,400	364,500
	103	264,000	312,900	343,800	364,900
	104	265,000	313,300	344,100	365,200
	105	266,000	313,700	344,500	365,600
	106	267,100	314,100	344,800	365,900
	107	268,200	314,500	345,100	366,300
	108	269,300	314,900	345,500	366,600
	109	270,200	315,300	345,800	367,000
	110	271,200	315,600	346,200	367,300
	111	272,200	315,900	346,500	367,700
	112	273,100	316,200	346,900	368,000
	113	273,900	316,500	347,200	368,400
	114	274,900	316,800	347,600	368,700
	115	275,700	317,100	347,900	369,100
	116	276,500	317,400	348,200	369,400
	117	277,300	317,700	348,600	369,800
	118	278,000	318,000	349,000	370,100
	119	278,800	318,300	349,400	370,500
	120	279,500	318,600	349,800	370,800

121	280,000	318,900	350,200	371,200
122	280,700	319,100	350,600	
123	281,200	319,300	351,000	
124	281,800	319,500	351,400	
125	282,200	319,700	351,800	
126	282,700	319,900	352,200	
127	283,000	320,100	352,600	
128	283,400	320,300	353,000	
129	283,700	320,500	353,400	
130	284,000	320,700	353,800	
131	284,400	320,900	354,200	
132	284,700	321,100	354,600	
133	285,100	321,300	355,000	
134	285,400	321,400	355,400	
135	285,700	321,500	355,800	
136	286,100	321,600	356,200	
137	286,500	321,700	356,600	
138	286,800	321,800	357,000	
139	287,200	321,900	357,400	
140	287,600	322,000	357,800	
141	287,800	322,100	358,200	
142	288,200	322,200	358,600	
143	288,500	322,300	359,000	
144	288,700	322,400	359,400	
145	289,000	322,500	359,800	
146	289,300	322,600	360,200	
147	289,600	322,700	360,600	
148	289,800	322,800	361,000	
149	290,100	322,900	361,400	
150	290,400		361,800	
151	290,700		362,200	
152	290,900		362,600	
153	291,200		363,000	
154	291,500		363,300	
155	291,700		363,600	
156	292,000		363,900	
157	292,300		364,200	
158	292,600			
159	292,900			
160	293,200			
161	293,500			
162	293,800			

	163	294, 100			
	164	294, 400			
	165	294, 700			
再任用職員		212, 000	223, 200	244, 000	274, 700

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

別表第4及び別表第5を次のように改める。

別表第4

医 療 職 給 料 表 (二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	143,200	198,100	227,100	253,600	283,900
	2	144,400	199,700	229,200	255,700	286,400
	3	145,600	201,300	231,300	257,900	288,900
	4	146,800	202,800	233,400	260,100	291,400
	5	148,000	204,400	235,400	262,400	293,900
	6	149,300	206,000	237,500	264,700	296,400
	7	150,600	207,500	239,600	267,000	298,900
	8	151,900	209,100	241,700	269,300	301,500
	9	153,200	210,700	243,700	271,600	304,100
	10	154,600	212,300	245,800	273,900	306,700
	11	156,000	214,000	247,900	276,200	309,200
	12	157,400	215,800	250,000	278,500	311,800
	13	158,800	217,500	252,000	280,800	314,400
	14	160,200	219,300	254,100	283,100	317,000
	15	161,600	221,200	256,300	285,300	319,600
	16	163,100	223,000	258,500	287,700	322,200
	17	164,700	224,900	260,700	290,100	324,800
	18	166,400	226,800	262,900	292,500	327,400
	19	168,100	228,700	265,100	294,900	330,000
	20	169,900	230,700	267,300	297,300	332,700
	21	171,700	232,700	269,600	299,700	335,300
	22	173,400	234,600	271,900	302,100	338,000
	23	175,100	236,600	274,200	304,500	340,700
	24	176,800	238,600	276,500	306,900	343,400
	25	178,400	240,600	278,700	309,200	346,100
	26	180,000	242,600	281,000	311,600	348,800
	27	181,600	244,600	283,400	314,100	351,500
	28	183,200	246,700	285,800	316,600	354,200
	29	184,800	248,700	288,200	319,100	356,900
	30	186,000	250,800	290,400	321,600	359,700
	31	187,200	252,900	292,700	324,100	362,500
	32	188,400	255,000	295,000	326,500	365,300
	33	189,700	257,100	297,300	328,800	368,100
	34	191,100	259,100	299,500	331,200	370,800

再任用職員 以外の職員	35	192,500	261,200	301,800	333,600	373,500
	36	193,900	263,300	304,100	336,000	376,200
	37	195,400	265,400	306,400	338,300	378,900
	38	197,000	267,400	308,600	340,700	381,600
	39	198,600	269,400	310,700	343,000	384,100
	40	200,200	271,400	312,900	345,300	386,700
	41	201,700	273,400	315,100	347,500	389,300
	42	203,400	275,300	317,300	349,800	391,900
	43	205,100	277,300	319,300	352,100	394,300
	44	206,900	279,300	321,400	354,300	396,800
	45	208,700	281,300	323,500	356,500	399,200
	46	210,400	283,100	325,600	358,700	401,600
	47	212,300	285,000	327,600	360,900	403,800
	48	214,100	286,900	329,700	363,000	406,000
	49	216,000	288,800	331,700	365,000	408,100
	50	217,800	290,600	333,700	367,100	410,100
	51	219,700	292,400	335,600	369,100	411,900
	52	221,500	294,200	337,600	371,100	413,700
	53	223,400	295,900	339,600	373,100	415,400
	54	225,200	297,700	341,600	375,000	416,900
	55	227,100	299,500	343,500	376,900	418,400
	56	229,000	301,100	345,300	378,700	419,800
	57	230,800	302,800	347,200	380,500	421,000
	58	232,600	304,500	349,100	382,300	422,200
	59	234,400	306,100	350,800	384,000	423,300
	60	236,200	307,800	352,600	385,700	424,200
	61	238,000	309,400	354,400	387,200	425,200
	62	239,700	310,900	356,100	388,800	426,100
	63	241,500	312,500	357,800	390,300	426,900
	64	243,300	314,100	359,500	391,700	427,700
	65	245,100	315,600	361,100	393,000	428,500
	66	246,900	317,100	362,800	394,100	429,200
	67	248,700	318,600	364,400	395,200	430,000
	68	250,400	320,000	365,900	396,200	430,700
	69	252,100	321,500	367,400	397,200	431,300
	70	253,700	322,900	368,900	398,000	432,000
	71	255,400	324,300	370,300	398,900	432,600
	72	257,100	325,600	371,600	399,700	433,200
	73	258,800	326,900	372,900	400,500	433,700
	74	260,500	328,100	374,100	401,200	434,300
	75	262,100	329,300	375,200	402,000	434,800
	76	263,700	330,400	376,100	402,700	435,400

77	265,300	331,500	377,100	403,400	436,000
78	266,800	332,600	378,000	404,000	436,600
79	268,400	333,600	378,900	404,700	437,200
80	269,900	334,600	379,600	405,300	437,700
81	271,400	335,400	380,400	405,900	438,200
82	272,900	336,300	381,200	406,400	438,700
83	274,400	337,100	381,900	407,000	439,200
84	275,900	337,900	382,500	407,500	439,700
85	277,400	338,500	383,200	408,000	440,200
86	278,800	339,200	383,800	408,400	440,700
87	280,300	339,800	384,400	408,900	441,200
88	281,700	340,400	384,900	409,400	441,700
89	283,100	341,000	385,400	409,800	442,200
90	284,500	341,600	385,900	410,300	442,700
91	285,800	342,200	386,400	410,800	443,200
92	287,000	342,700	386,900	411,200	443,700
93	288,300	343,200	387,400	411,700	444,100
94	289,600	343,700	387,900	412,200	444,600
95	290,800	344,200	388,400	412,700	445,100
96	291,900	344,700	388,900	413,100	445,600
97	293,100	345,200	389,400	413,500	446,100
98	294,300	345,700	389,900	413,900	446,600
99	295,500	346,200	390,400	414,300	447,100
100	296,600	346,700	390,900	414,700	447,600
101	297,600	347,200	391,400	415,100	448,100
102	298,700	347,600	391,900	415,500	448,600
103	299,800	348,100	392,400	415,900	449,100
104	300,800	348,600	392,800	416,300	449,600
105	301,700	349,100	393,200	416,700	450,100
106	302,700	349,500	393,600	417,100	450,600
107	303,600	349,900	394,000	417,500	451,100
108	304,500	350,300	394,400	417,900	451,600
109	305,400	350,700	394,800	418,300	452,100
110	306,200	351,100	395,200	418,700	
111	307,000	351,500	395,600	419,100	
112	307,800	351,900	396,000	419,500	
113	308,400	352,300	396,400	419,900	
114	309,100	352,700	396,800	420,300	
115	309,700	353,100	397,200	420,700	
116	310,300	353,500	397,600	421,100	
117	310,800	353,900	398,000	421,500	
118	311,300		398,400		

	119	311,700		398,800		
	120	312,100		399,200		
	121	312,400		399,600		
	122	312,800		400,000		
	123	313,200		400,400		
	124	313,600		400,800		
	125	314,000		401,200		
	126	314,300		401,600		
	127	314,700		402,000		
	128	315,100		402,400		
	129	315,500		402,800		
	130	315,900		403,200		
	131	316,300		403,600		
	132	316,700		404,000		
	133	317,000		404,400		
	134	317,400				
	135	317,700				
	136	318,000				
	137	318,300				
	138	318,600				
	139	318,900				
	140	319,200				
	141	319,500				
	142	319,800				
	143	320,100				
	144	320,400				
	145	320,700				
再任用職員		199,800	233,600	269,400	287,000	311,600

備考 この表は、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

別表第 5

医 療 職 給 料 表 (三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	154,900	201,600	228,200	254,200	283,900
	2	156,400	202,900	230,200	256,400	286,400
	3	157,900	204,200	232,200	258,700	288,900
	4	159,400	205,400	234,200	261,000	291,400
	5	160,900	206,800	236,100	263,300	293,900
	6	162,400	208,200	238,100	265,600	296,400
	7	163,900	209,500	240,200	267,900	298,900
	8	165,400	211,000	242,300	270,200	301,500
	9	166,900	212,500	244,300	272,500	304,100
	10	168,400	213,900	246,400	274,800	306,700
	11	169,900	215,400	248,500	277,100	309,200
	12	171,400	217,000	250,600	279,400	311,800
	13	172,900	218,600	252,600	281,700	314,400
	14	174,300	220,400	254,700	284,000	317,000
	15	175,700	222,200	256,800	286,200	319,600
	16	177,100	224,000	259,000	288,500	322,200
	17	178,500	225,900	261,200	290,800	324,800
	18	179,800	227,800	263,400	293,100	327,400
	19	181,100	229,700	265,600	295,500	330,000
	20	182,400	231,600	267,700	297,900	332,700
	21	183,700	233,500	269,900	300,300	335,300
	22	185,400	235,300	272,200	302,700	338,000
	23	187,000	237,200	274,500	305,100	340,700
	24	188,500	239,200	276,800	307,500	343,400
	25	190,000	241,200	279,000	309,800	346,100
	26	190,900	243,200	281,300	312,200	348,800
	27	191,700	245,200	283,700	314,700	351,500
	28	192,500	247,200	286,100	317,200	354,200
	29	193,300	249,100	288,500	319,700	356,900
	30	194,200	251,100	290,700	322,100	359,700
	31	195,200	253,100	293,000	324,500	362,500
	32	196,300	255,100	295,300	326,900	365,300
	33	197,500	257,000	297,600	329,200	368,100
	34	198,900	259,000	299,800	331,600	370,800
	35	200,300	261,100	302,000	334,000	373,500
	36	201,700	263,200	304,200	336,400	376,200

再任用職員 以外の職員	37	203,100	265,300	306,400	338,600	378,900
	38	204,600	267,300	308,600	340,900	381,600
	39	206,100	269,400	310,700	343,200	384,100
	40	207,700	271,400	312,900	345,500	386,700
	41	209,400	273,400	315,100	347,700	389,300
	42	211,100	275,300	317,300	350,000	391,900
	43	212,900	277,300	319,300	352,200	394,300
	44	214,700	279,300	321,400	354,300	396,800
	45	216,600	281,300	323,500	356,500	399,200
	46	218,400	283,100	325,600	358,700	401,600
	47	220,300	285,000	327,600	360,900	403,800
	48	222,100	286,900	329,700	363,000	406,000
	49	224,000	288,800	331,700	365,000	408,100
	50	225,800	290,600	333,700	367,100	410,100
	51	227,700	292,400	335,600	369,100	411,900
	52	229,600	294,200	337,600	371,100	413,700
	53	231,400	295,900	339,600	373,100	415,400
	54	233,200	297,700	341,600	375,000	416,900
	55	235,000	299,500	343,500	376,900	418,400
	56	236,800	301,100	345,300	378,700	419,800
	57	238,600	302,800	347,200	380,500	421,000
	58	240,300	304,500	349,100	382,300	422,200
	59	242,000	306,100	350,800	384,000	423,300
	60	243,700	307,800	352,600	385,700	424,200
	61	245,400	309,400	354,400	387,200	425,200
	62	247,100	310,900	356,100	388,800	426,100
	63	248,800	312,500	357,800	390,300	426,900
	64	250,500	314,100	359,500	391,700	427,700
	65	252,200	315,600	361,100	393,000	428,500
	66	253,800	317,100	362,800	394,100	429,200
	67	255,500	318,600	364,400	395,200	430,000
	68	257,100	320,000	365,900	396,200	430,700
	69	258,700	321,500	367,400	397,200	431,300
	70	260,300	322,900	368,900	398,000	432,000
	71	261,900	324,300	370,300	398,900	432,600
	72	263,500	325,600	371,600	399,700	433,200
	73	265,100	326,900	372,900	400,500	433,700
	74	266,600	328,100	374,100	401,200	434,300
	75	268,200	329,300	375,200	402,000	434,800
	76	269,800	330,400	376,100	402,700	435,400
	77	271,300	331,500	377,100	403,400	436,000
	78	272,800	332,600	378,000	404,000	436,600

79	274,300	333,600	378,900	404,700	437,200
80	275,800	334,600	379,600	405,300	437,700
81	277,300	335,400	380,400	405,900	438,200
82	278,700	336,300	381,200	406,400	438,700
83	280,100	337,100	381,900	407,000	439,200
84	281,500	337,900	382,500	407,500	439,700
85	282,900	338,500	383,200	408,000	440,200
86	284,300	339,200	383,800	408,400	440,700
87	285,700	339,800	384,400	408,900	441,200
88	286,900	340,400	384,900	409,400	441,700
89	288,200	341,000	385,400	409,800	442,200
90	289,500	341,600	385,900	410,300	442,700
91	290,800	342,200	386,400	410,800	443,200
92	291,900	342,700	386,900	411,200	443,700
93	293,100	343,200	387,400	411,700	444,100
94	294,300	343,700	387,900	412,200	444,600
95	295,500	344,200	388,400	412,700	445,100
96	296,600	344,700	388,900	413,100	445,600
97	297,600	345,200	389,400	413,500	446,100
98	298,700	345,700	389,900	413,900	446,600
99	299,800	346,200	390,400	414,300	447,100
100	300,800	346,700	390,900	414,700	447,600
101	301,700	347,200	391,400	415,100	448,100
102	302,700	347,600	391,900	415,500	448,600
103	303,600	348,100	392,400	415,900	449,100
104	304,500	348,600	392,800	416,300	449,600
105	305,400	349,100	393,200	416,700	450,100
106	306,200	349,500	393,600	417,100	450,600
107	307,000	349,900	394,000	417,500	451,100
108	307,800	350,300	394,400	417,900	451,600
109	308,400	350,700	394,800	418,300	452,100
110	309,100	351,100	395,200	418,700	
111	309,700	351,500	395,600	419,100	
112	310,300	351,900	396,000	419,500	
113	310,800	352,300	396,400	419,900	
114	311,300	352,700	396,800	420,300	
115	311,700	353,100	397,200	420,700	
116	312,100	353,500	397,600	421,100	
117	312,400	353,900	398,000	421,500	
118	312,800		398,400		
119	313,200		398,800		
120	313,600		399,200		

	121	314,000		399,600		
	122	314,300		400,000		
	123	314,700		400,400		
	124	315,100		400,800		
	125	315,500		401,200		
	126	315,900		401,600		
	127	316,300		402,000		
	128	316,700		402,400		
	129	317,000		402,800		
	130	317,400		403,200		
	131	317,700		403,600		
	132	318,000		404,000		
	133	318,300		404,400		
	134	318,600				
	135	318,900				
	136	319,200				
	137	319,500				
	138	319,800				
	139	320,100				
	140	320,400				
	141	320,700				
再任用職員		204,000	234,800	269,400	287,000	311,600

備考 この表は、保健師、看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の110」を「100分の102.5」に、「100分の130」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の110」を「100分の102.5」に、「100分の55」を「100分の50」に、「100分の130」を「100分の122.5」に、「100分の65」を「100分の60」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第27条第2項及び第3項の改正規定並びに付則第5項及び第6項の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 令和2年4月1日

(施行日前の異動者の号給の調整)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、任命権者は、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日から令和2年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

3 施行日から令和2年3月31日までの間において、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず同条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の読替え)

- 4 施行日以後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年墨田区条例第4号)付則第5項の規定は、同項中「のうち施行日以降にその者の受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額」とあるのは「のうち施行日以降にその者の受ける給料月額が職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和元年墨田区条例第 号)の施行の日の前日においてその者が受けていた職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年墨田区条例第4号)付則第5項の規定による給料の月額から当該額に100分の0.61を乗じて得た額を減じて得た額(100円に満たない端数がある場合は、その端数を四捨五入するものとする。)」と読み替えて適用する。

(委任)

- 5 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

- 6 職員の退職手当に関する条例(昭和33年墨田区条例第22号)の一部を次のように改正する。

付則に次の3項を加える。

(令和2年1月1日から同年3月31日までの間に退職する者の退職手当の基本額に係る経過措置)

- 15 令和2年1月1日から同年3月31日までの間(以下「特定期間」という。)に退職し、第6条第1項及び第7条第1項の規定の適用を受ける者に対して支給する退職手当の基本額に係るこれらの規定に規定する退職日給料月額については、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和元年墨田区条例第 号。以下「一部改正給与条例」という。)及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和元年墨田区条例第 号。以下「一部改正幼稚園教育職員給与条例」という。)による改正がなかったものとみなした場合におけるその者の退職日給料月額とする。

- 16 特定期間に退職し、第7条の4第1項の規定の適用を受ける者(同項各号の

規定により、第5条の規定により計算することとなる者を除く。) に対して支給する退職手当の基本額に係る同項に規定する退職日給料月額及び特定減額前給料月額については、一部改正給与条例及び一部改正幼稚園教育職員給与条例による改正がなかったものとみなした場合におけるその者の退職日給料月額及び特定減額前給料月額とする。

- 17 特定期間に退職し、第9条第2項の規定の適用を受ける者（同項の規定により、第5条の規定により計算することとなる者を除く。）に対して支給する退職手当の基本額に係る同項に規定する退職時に受けていた教職調整額の額については、一部改正幼稚園教育職員給与条例による改正がなかったものとみなした場合におけるその者の退職時に受けていた教職調整額の額とする。

(提案理由)

特別区人事委員会の勧告等に伴い、職員の給料表及び勤勉手当の支給月数を改定する必要がある。

31墨教庶第1401号
令和元年11月25日

墨田区長
山 本 亨 様

墨田区教育委員会
教育長 加 藤 裕 之

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について（回答）

令和元年11月25日付け31墨総法条第35号により、下記のとおり意見を求められましたこのことについては、貴案のとおりで異議ありません。

記

- 1 意見聴取のあった条例案名
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例



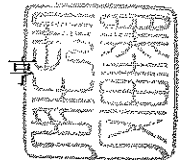
3 1 墨総法条第36号

令和元年11月25日

墨田区教育委員会

教育長 加藤 裕之 様

墨田区長 山 本



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

令和元年度墨田区議会定例会11月議会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

2 提案理由

特別区人事委員会の勧告に伴い、幼稚園教育職員の給料表及び勤勉手当の支給月数を改定する必要がある。

3 施行期日等

- (1) 本年12月分の勤勉手当の引上げ 公布の日
- (2) 給料表の改定 令和2年1月1日
- (3) 令和2年度の勤勉手当の改定 令和2年4月1日

4 提出条例案

別紙のとおり



議案第62号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 墨田区長 山 本 亨

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年墨田区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「100分の95」を「100分の110」に、「100分の115」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の95」を「100分の110」に、「100分の45」を「100分の55」に、「100分の115」を「100分の130」に、「100分の55」を「100分の65」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第 1

幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
		円	円	円	円
	1	169,300	259,700	306,400	344,200
	2	171,400	261,800	308,700	346,800
	3	173,500	263,900	311,000	349,400
	4	175,600	266,000	313,300	352,000
	5	177,700	268,400	315,600	354,600
	6	179,800	270,800	317,800	357,200
	7	181,900	272,900	320,200	359,700
	8	183,900	275,000	322,400	362,100
	9	186,200	277,200	324,600	364,500
	10	188,300	279,400	326,900	366,900
	11	190,500	281,600	329,200	369,300
	12	192,700	283,800	331,400	371,700
	13	194,800	285,900	333,600	374,000
	14	196,500	288,000	335,800	376,300
	15	198,400	290,200	338,100	378,500
	16	200,200	292,400	340,500	380,700
	17	202,000	294,600	342,900	382,800
	18	203,900	296,900	345,300	384,800
	19	205,700	299,200	347,800	386,800
	20	207,700	301,500	350,300	388,700
	21	209,600	303,800	352,800	390,600
	22	211,400	305,900	355,000	392,500
	23	213,300	308,300	357,300	394,300
	24	215,200	310,400	359,600	395,900
	25	217,100	312,700	361,800	397,600
	26	218,800	314,900	363,900	399,300
	27	220,700	317,000	366,100	400,800
	28	222,600	319,200	368,200	402,400
	29	224,500	321,200	370,200	403,900
	30	226,600	323,400	372,200	405,300
	31	228,700	325,500	374,100	406,700
	32	230,800	327,500	375,900	408,100
	33	232,900	329,600	377,700	409,400
	34	234,900	331,600	379,500	410,600
	35	236,900	333,700	381,200	411,800
	36	239,000	335,700	382,600	413,000

37	241, 100	337, 500	384, 000	414, 100
38	243, 100	339, 300	385, 300	415, 100
39	245, 200	341, 100	386, 600	416, 100
40	247, 400	342, 900	387, 800	417, 100
41	249, 500	344, 600	389, 000	418, 000
42	251, 600	346, 300	390, 200	418, 900
43	253, 700	348, 000	391, 400	419, 800
44	255, 800	349, 600	392, 400	420, 600
45	258, 000	351, 100	393, 200	421, 400
46	260, 000	352, 600	394, 100	422, 100
47	261, 900	354, 100	395, 100	422, 800
48	264, 100	355, 600	396, 100	423, 400
49	266, 100	357, 000	396, 900	424, 100
50	268, 300	358, 400	397, 700	424, 800
51	270, 600	359, 700	398, 500	425, 400
52	272, 700	361, 100	399, 300	425, 900
53	274, 900	362, 400	400, 000	426, 400
54	276, 900	363, 700	400, 800	427, 000
55	279, 100	364, 900	401, 600	427, 500
56	281, 200	366, 100	402, 300	428, 100
57	283, 300	367, 200	402, 900	428, 700
58	285, 300	368, 300	403, 600	429, 300
59	287, 300	369, 400	404, 300	429, 900
60	289, 300	370, 500	405, 000	430, 500
61	291, 400	371, 500	405, 600	431, 000
62	293, 400	372, 600	406, 200	431, 500
63	295, 500	373, 600	406, 800	432, 000
64	297, 500	374, 500	407, 400	432, 600
65	299, 500	375, 500	407, 900	433, 000
66	301, 500	376, 400	408, 400	433, 500
67	303, 600	377, 300	409, 000	434, 000
68	305, 600	378, 100	409, 600	434, 400
69	307, 600	378, 900	410, 200	434, 900
70	309, 500	379, 700	410, 800	435, 400
71	311, 500	380, 500	411, 400	435, 900
72	313, 500	381, 400	412, 000	436, 400
73	315, 400	382, 200	412, 500	436, 800
74	317, 300	382, 900	413, 100	437, 300
75	319, 400	383, 500	413, 600	437, 800
76	321, 300	384, 200	414, 200	438, 300
77	323, 200	384, 800	414, 700	438, 700
78	325, 100	385, 400	415, 200	439, 100

再任用職員 以外の職員	79	326,800	385,900	415,700	439,600
	80	328,500	386,500	416,200	440,100
	81	330,200	387,100	416,700	440,600
	82	331,800	387,600	417,200	441,100
	83	333,500	388,200	417,700	441,600
	84	335,000	388,800	418,200	442,000
	85	336,400	389,400	418,600	442,500
	86	337,900	390,000	419,000	442,900
	87	339,400	390,500	419,500	443,300
	88	340,700	391,100	420,000	443,700
	89	342,000	391,600	420,500	444,000
	90	343,300	392,100	420,900	444,400
	91	344,500	392,700	421,400	444,800
	92	345,700	393,200	421,900	445,200
	93	346,800	393,700	422,300	445,600
	94	347,900	394,200	422,700	446,000
	95	348,900	394,700	423,100	446,400
	96	349,900	395,200	423,500	446,800
	97	350,900	395,600	423,900	447,200
	98	351,800	396,000	424,200	447,500
	99	352,600	396,500	424,600	447,900
	100	353,300	397,000	425,000	448,300
	101	354,000	397,500	425,400	448,700
	102	354,700	398,000	425,800	
	103	355,400	398,500	426,200	
	104	355,900	399,000	426,600	
	105	356,500	399,500	427,000	
	106	357,000	400,000	427,400	
	107	357,500	400,500	427,800	
	108	358,100	401,000	428,200	
	109	358,800	401,400	428,500	
	110	359,300	401,900	428,900	
	111	359,800	402,400	429,300	
	112	360,300	402,900	429,700	
	113	360,800	403,400	430,000	
	114	361,300	403,800		
	115	361,800	404,200		
	116	362,300	404,600		
	117	362,700	405,000		
	118	363,100	405,400		
	119	363,600	405,800		
	120	364,100	406,200		

121	364,600	406,600		
122	365,100	406,900		
123	365,600	407,300		
124	366,000	407,700		
125	366,400	408,100		
126	366,800	408,500		
127	367,200	408,900		
128	367,600	409,300		
129	367,900	409,600		
130	368,200			
131	368,600			
132	369,000			
133	369,400			
134	369,700			
135	370,100			
136	370,500			
137	370,900			
138	371,300			
139	371,700			
140	372,100			
141	372,400			
142	372,800			
143	373,200			
144	373,500			
145	373,900			
146	374,300			
147	374,700			
148	375,100			
149	375,500			
150	375,900			
151	376,300			
152	376,700			
153	377,000			
154	377,400			
155	377,800			
156	378,200			
157	378,600			
158	379,000			
159	379,400			
160	379,800			
161	380,200			
162	380,600			

	163	381,000			
	164	381,400			
	165	381,700			
	166	382,100			
	167	382,400			
	168	382,800			
	169	383,200			
再任用職員		229,400	268,200	291,300	330,300

第2条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「100分の110」を「100分の102.5」に、「100分の130」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の110」を「100分の102.5」に、「100分の55」を「100分の50」に、「100分の130」を「100分の122.5」に、「100分の65」を「100分の60」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第30条第2項及び第3項の改正規定並びに付則第4項の規定 公布の日

- (2) 第2条の規定 令和2年4月1日

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、墨田区教育委員会は、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日から令和2年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

- 3 施行日から令和2年3月31日までの間において、第1条の規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず同条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事

委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(提案理由)

特別区人事委員会の勧告に伴い、幼稚園教育職員の給料表及び勤勉手当の支給月数を改定する必要がある。

31墨教庶第1402号
令和元年11月25日

墨田区長
山 本 亨 様

墨田区教育委員会
教育長 加 藤 裕 之

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について（回答）

令和元年11月25日付け31墨総法条第36号により、下記のとおり意見を求められましたこのことについては、貴案のとおりで異議ありません。

記

- 1 意見聴取のあった条例案名
幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第40号

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和元年12月5日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

特別区人事委員会勧告及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、関係規則の一部改正を行う必要がある。

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（案）

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（平成１２年墨田区教育委員会規則第９号）の一部を次の表のように改正する。

（下線は改正部分）

改 正 後				改 正 前			
<u>別表第３</u> 昇格時対応号給表				<u>別表第３</u> 昇格時対応号給表			
昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給			昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給		
号給	２級	３級	４級	号給	２級	３級	４級
１	１	１	１	１	１	１	１
２	１	１	１	２	１	１	１
３	１	１	１	３	１	１	１
４	１	１	１	４	１	１	１
５	１	１	１	５	１	１	１
６	１	１	１	６	１	１	１
７	１	１	１	７	１	１	１
８	１	１	１	８	１	１	１
９	１	１	１	９	１	１	１
１０	１	１	１	１０	１	１	１
１１	１	１	１	１１	１	１	１
１２	１	１	１	１２	１	１	１
１３	１	１	１	１３	１	１	１
１４	１	１	２	１４	１	１	２
１５	１	１	３	１５	１	１	３
１６	１	１	４	１６	１	１	４
１７	１	１	５	１７	１	１	５
１８	１	２	６	１８	１	２	６
１９	１	３	７	１９	１	３	７
２０	１	４	８	２０	１	４	８
２１	１	５	９	２１	１	５	９
２２	１	６	１０	２２	１	６	１０
２３	１	７	１１	２３	１	７	１１
２４	１	８	１２	２４	１	８	１２
２５	１	９	１３	２５	１	９	１３
２６	１	１０	１４	２６	１	１０	１４

2 7	1	1 1	1 5	2 7	1	1 1	1 5
2 8	1	1 2	1 6	2 8	1	1 2	1 6
2 9	1	1 3	1 7	2 9	1	1 3	1 7
3 0	1	1 4	1 8	3 0	1	1 4	1 8
3 1	1	1 5	1 9	3 1	1	1 5	1 9
3 2	1	1 6	2 0	3 2	1	1 6	2 0
3 3	1	1 7	2 1	3 3	1	1 7	2 1
3 4	1	1 8	2 2	3 4	1	1 8	2 2
3 5	1	1 9	2 3	3 5	1	1 9	2 3
3 6	1	2 0	2 4	3 6	1	2 0	2 4
3 7	1	2 1	2 5	3 7	1	2 1	2 5
3 8	1	2 2	2 6	3 8	1	2 2	2 6
3 9	1	2 3	2 7	3 9	1	2 3	2 7
4 0	1	2 4	2 8	4 0	1	2 4	2 8
4 1	1	2 5	2 9	4 1	1	2 5	2 9
4 2	2	2 6	3 0	4 2	2	2 6	3 0
4 3	3	2 7	3 1	4 3	3	2 7	3 1
4 4	4	2 8	3 2	4 4	4	2 8	3 2
4 5	5	2 9	3 3	4 5	5	2 9	3 3
4 6	6	3 0	3 4	4 6	6	3 0	3 4
4 7	7	3 1	3 5	4 7	7	3 1	3 5
4 8	8	3 2	3 6	4 8	8	3 2	3 6
4 9	9	3 3	3 7	4 9	9	3 3	3 7
5 0	1 0	3 4	3 8	5 0	1 0	3 4	3 8
5 1	1 1	3 5	3 9	5 1	1 1	3 5	3 9
5 2	1 2	3 6	4 0	5 2	1 2	3 6	4 0
5 3	1 3	3 7	4 1	5 3	1 3	3 7	4 1
5 4	1 4	3 7	4 1	5 4	1 4	3 7	4 1
5 5	1 5	3 8	4 2	5 5	1 5	3 8	4 2
5 6	1 6	3 8	4 2	5 6	1 6	3 8	4 2
5 7	1 7	3 9	4 3	5 7	1 7	3 9	4 3
5 8	1 8	3 9	4 3	5 8	1 8	3 9	4 3
5 9	1 9	4 0	4 4	5 9	1 9	4 0	4 4
6 0	2 0	4 0	4 4	6 0	2 0	4 0	4 4
6 1	2 1	4 1	4 5	6 1	2 1	4 1	4 5
6 2	2 2	4 2	4 6	6 2	2 2	4 2	4 6
6 3	2 3	4 3	4 7	6 3	2 3	4 3	4 7
6 4	2 4	4 4	4 8	6 4	2 4	4 4	4 8
6 5	2 5	4 5	4 9	6 5	2 5	4 5	4 9
6 6	2 6	4 5	4 9	6 6	2 6	4 6	4 9
6 7	2 7	4 6	5 0	6 7	2 7	4 7	5 0

6 8	2 8	4 6	5 0	6 8	2 8	4 8	5 0
6 9	2 9	4 7	5 1	6 9	2 9	4 9	5 1
7 0	3 0	4 7	5 1	7 0	3 0	4 9	5 1
7 1	3 1	4 8	5 2	7 1	3 1	5 0	5 2
7 2	3 2	4 8	5 2	7 2	3 2	5 0	5 2
7 3	3 3	4 9	5 3	7 3	3 3	5 1	5 3
7 4	3 4	5 0	5 4	7 4	3 4	5 1	5 4
7 5	3 5	5 1	5 5	7 5	3 5	5 2	5 5
7 6	3 6	5 2	5 6	7 6	3 6	5 2	5 6
7 7	3 7	5 3	5 7	7 7	3 7	5 3	5 7
7 8	3 8	5 4	5 8	7 8	3 8	5 4	5 8
7 9	3 9	5 5	5 9	7 9	3 9	5 5	5 9
8 0	4 0	5 6	6 0	8 0	4 0	5 6	6 0
8 1	4 1	5 7	6 1	8 1	4 1	5 7	6 1
8 2	4 2	5 7	6 2	8 2	4 2	5 7	6 2
8 3	4 3	5 8	6 3	8 3	4 3	5 8	6 3
8 4	4 4	5 8	6 4	8 4	4 4	5 8	6 4
8 5	4 5	5 9	6 5	8 5	4 5	5 9	6 5
8 6	4 6	5 9	6 5	8 6	4 6	5 9	6 6
8 7	4 7	6 0	6 6	8 7	4 7	6 0	6 7
8 8	4 8	6 0	6 6	8 8	4 8	6 0	6 8
8 9	4 9	6 1	6 7	8 9	4 9	6 1	6 9
9 0	5 0	6 2	6 7	9 0	5 0	6 2	6 9
9 1	5 1	6 3	6 8	9 1	5 1	6 3	7 0
9 2	5 2	6 4	6 8	9 2	5 2	6 4	7 0
9 3	5 3	6 5	6 9	9 3	5 3	6 5	7 1
9 4	5 4	6 5	7 0	9 4	5 4	6 6	7 1
9 5	5 5	6 6	7 1	9 5	5 5	6 7	7 2
9 6	5 6	6 6	7 2	9 6	5 6	6 8	7 2
9 7	5 7	6 7	7 3	9 7	5 7	6 9	7 3
9 8	5 8	6 7	7 4	9 8	5 8	6 9	7 4
9 9	5 9	6 8	7 5	9 9	5 9	7 0	7 5
1 0 0	6 0	6 8	7 6	1 0 0	6 0	7 0	7 6
1 0 1	6 1	6 9	7 7	1 0 1	6 1	7 1	7 7
1 0 2	6 1	7 0	7 8	1 0 2	6 1	7 1	7 8
1 0 3	6 2	7 1	7 9	1 0 3	6 2	7 2	7 9
1 0 4	6 2	7 2	8 0	1 0 4	6 2	7 2	8 0
1 0 5	6 3	7 3	8 1	1 0 5	6 3	7 3	8 1
1 0 6	6 3	7 4	8 2	1 0 6	6 3	7 4	8 2
1 0 7	6 4	7 5	8 3	1 0 7	6 4	7 5	8 3
1 0 8	6 4	7 6	8 4	1 0 8	6 4	7 6	8 4

1 0 9	6 5	7 7	8 5	1 0 9	6 5	7 7	8 5
1 1 0	6 5	7 8	8 5	1 1 0	6 5	7 8	8 5
1 1 1	6 6	7 9	8 6	1 1 1	6 6	7 9	8 6
1 1 2	6 6	8 0	8 6	1 1 2	6 6	8 0	8 6
1 1 3	6 7	8 1	8 7	1 1 3	6 7	8 1	8 7
1 1 4	6 7	8 2		1 1 4	6 7	8 2	
1 1 5	6 8	8 3		1 1 5	6 8	8 3	
1 1 6	6 8	8 4		1 1 6	6 8	8 4	
1 1 7	6 9	8 5		1 1 7	6 9	8 5	
1 1 8	6 9	8 5		1 1 8	6 9	8 6	
1 1 9	7 0	8 6		1 1 9	7 0	8 7	
1 2 0	7 0	8 6		1 2 0	7 0	8 8	
1 2 1	7 1	8 7		1 2 1	7 1	8 9	
1 2 2	7 1	8 7		1 2 2	7 1	8 9	
1 2 3	7 2	8 8		1 2 3	7 2	9 0	
1 2 4	7 2	8 8		1 2 4	7 2	9 0	
1 2 5	7 3	8 9		1 2 5	7 3	9 1	
1 2 6	7 3	9 0		1 2 6	7 3	9 1	
1 2 7	7 3	9 1		1 2 7	7 4	9 2	
1 2 8	7 4	9 2		1 2 8	7 4	9 2	
1 2 9	7 4	9 3		1 2 9	7 5	9 3	
1 3 0	7 4			1 3 0	7 5		
1 3 1	7 5			1 3 1	7 6		
1 3 2	7 5			1 3 2	7 6		
1 3 3	7 5			1 3 3	7 7		
1 3 4	7 6			1 3 4	7 7		
1 3 5	7 6			1 3 5	7 8		
1 3 6	7 6			1 3 6	7 8		
1 3 7	7 7			1 3 7	7 9		
1 3 8	7 7			1 3 8	7 9		
1 3 9	7 8			1 3 9	8 0		
1 4 0	7 8			1 4 0	8 0		
1 4 1	7 9			1 4 1	8 1		
1 4 2	7 9			1 4 2	8 1		
1 4 3	8 0			1 4 3	8 2		
1 4 4	8 0			1 4 4	8 2		
1 4 5	8 1			1 4 5	8 3		
1 4 6	8 1			1 4 6	8 3		
1 4 7	8 2			1 4 7	8 4		
1 4 8	8 2			1 4 8	8 4		
1 4 9	8 3			1 4 9	8 5		

150	83			150	85		
151	84			151	86		
152	84			152	86		
153	85			153	87		
154	86			154	87		
155	87			155	88		
156	88			156	88		
157	89			157	89		
158	89			158	90		
159	90			159	91		
160	90			160	92		
161	91			161	93		
162	91			162	93		
163	92			163	94		
164	92			164	94		
165	93			165	95		
166	94			166	95		
167	95			167	96		
168	96			168	96		
169	97			169	97		

付 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

議案第41号

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和元年12月5日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

特別区人事委員会勧告及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、関係規則の一部改正を行う必要がある。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（案）

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成１２年墨田区教育委員会規則第１５号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（支給割合） 第４条 条例第３０条第２項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第１左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 (1) 法第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 <u>１００分の１１０</u>（条例第９条の規定により管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>１００分の１３０</u>） (2) 再任用職員 <u>１００分の５５</u>（条例第９条の規定により管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>１００分の６５</u>） ２・３ 〔略〕	〔同左〕 第４条 〔同左〕 (1) 法第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 <u>１００分の９５</u>（条例第９条の規定により管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>１００分の１１５</u>） (2) 再任用職員 <u>１００分の４５</u>（条例第９条の規定により管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>１００分の５５</u>） ２・３ 〔略〕

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の規定は、令和元年１２月１日から適用する。

議案第42号

第25回MOA美術館墨田児童作品展入賞者に対する表彰状の交付について

上記の議案を提出する。

令和元年12月5日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり授与する。

(提案理由)

墨田区教育委員会表彰状交付基準要綱に基づき、表彰する必要がある。

第25回MOA美術館墨田児童作品展入賞者に対する表彰状の交付について

1 事業名

第25回MOA美術館墨田児童作品展

2 主催者

MOA美術館墨田児童作品展実行委員会

3 交付年月日

令和元年12月22日（日）

4 受賞者

（1）墨田区教育長賞

下山田 樹生（しもやまだ いっき）

（2）墨田区教育委員会賞

塚越 彩乃（つかこし あやの）

5 根拠規定

墨田区教育委員会表彰状交付基準要綱第2条第1項第5号

議案第43号

令和2年度における主要な教育課題について

上記の議案を提出する。

令和元年12月5日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり決定する。

(提案理由)

令和元年度の実績を踏まえ、令和2年度における各幼稚園・小中学校の教育方針、教育課程の編成及び具体的な教育活動に反映させるため、特に重点的に取り組むべき課題を決定する必要がある。

令和2年度における主要な教育課題

墨田区教育委員会では、「知」・「徳」・「体」のバランスのとれた幼児・児童・生徒を育成するために、以下を主要な教育課題と捉え、各学校(園)の取組を推進する。

1 確かな学力の定着と向上

(1)授業改善の推進・授業力の向上

- ・ 墨田区学習状況調査結果の分析による課題解決を目指した授業改善を行い、全ての児童・生徒に基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けさせること。
- ・ 主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を行い、「互いの考えを出し合って話し合ったり、集団の中で教え合ったりするなどの活動を充実」させることを通して、学びに向かう力や思考力、判断力、表現力等を育てること。
- ・ 習熟度に合わせた指導を徹底し、学習状況に応じた発展的学習を行うとともに、反復学習を行い、学習内容の確実な定着を図ること。
- ・ ICT機器を効果的に活用し、「分かる」、「できる」授業を展開すること。また、プログラミング教育を計画的に取り入れるなどして、児童・生徒の論理的思考力を高めること。
- ・ 学校図書館の積極的な活用を通して、読書習慣を形成するとともに、図書館資料をはじめ、様々な情報を活用した調べ学習等を通じて、情報収集能力や情報活用能力を高めること。
- ・ 放課後や長期休業中の補習等を充実させるとともに、保護者の協力のもと家庭学習の習慣化を図ること。

(2)幼保小中一貫教育の推進

- ・ 幼稚園・こども園・保育所、小学校、中学校卒業までを見通した指導や幼児・児童・生徒同士の交流及び教員同士の連携・協働を進めること。
- ・ 各ブロックの教育課題を踏まえた目標を設定し、その実現を目指すこと。
- ・ 就学前から義務教育への丁寧な引継等、円滑な接続を行い、一貫した指導の推進を図ること。

(3)英語力向上を図る取組の推進

- ・ 英語教育の一層の充実を図り、英語によるコミュニケーションができる基礎となる資質・能力を身に付けさせること。

(4)国際理解教育の推進

- ・ 各教科等の学習を通して、我が国と世界の国々の歴史・文化・習慣などを学び、国際理解を深めること。
- ・ 中学生の海外派遣を実施し、外国の生徒との交流やホームステイ等を通して、将来、国際社会で活躍することのできる人材を育成すること。また、参加生徒による帰国後の報告会等で派遣の成果を広めること。

2 豊かな心の育成と体力の向上に向けた取組の推進

(1)人権教育・道徳教育の推進

- ・ 学校(園)の全教育活動を通して行う人権教育の充実と、幼児・児童・生徒の自尊感情を育み、自己肯定感を高める取組を推進すること。
- ・ 幼児・児童・生徒が発達の段階に応じ、人権の意義や重要性について理解し、自分を大切にするとともに他の人の大切さを認め、具体的な態度や行動に表すことができるよう指導を行うこと。
- ・ 「特別の教科 道徳」において、物事を多面的、多角的に考える学習活動を展開し、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てること。また、家庭や地域と連携した道徳教育の一層の充実を図ること。

(2)いじめ・不登校への対策強化

- ・ 墨田区いじめ防止対策推進条例や「墨田区教育委員会いじめ防止プログラム(平成30年改定)」に基づき、「学校いじめ防止対策基本方針」を策定し、家庭や地域の理解・協力のもと、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めること。
- ・ 日頃からいじめをしない、させない、許さないとの共通認識をもつよう徹底させるとともに、家庭や地域との連携を図ることで、いじめ防止の取組を推進すること。
- ・ 墨田区立学校不登校対策基本方針に基づき、「心の居場所」となる魅力ある学校・学級づくりを行い、不登校の未然防止に努めること。
- ・ 不登校及び不登校傾向の見られる児童・生徒への支援や配慮等について、校内はもとより幼稚園・こども園・保育園・小学校・中学校間で情報を共有し組織的に対応するとともに、SC(スクール・カウンセラー)やSSW(スクール・ソーシャル・ワーカー)、自立支援教室、適応指導教室等を積極的に活用し、未然防止・早期学校復帰を図ること。

(3) 体力向上を図る取組の推進

- ・ 体力調査結果の分析を踏まえた「体力向上プラン」を策定し、「一校(園)一取組」運動を充実させること。
- ・ 授業・行事等における運動の質と量を確保し、体力向上の取組を継続的に行うこと。

(4) 個別の課題に応じた適切な指導の推進

- ・ 「障害者差別解消法」に基づき、障害のある幼児・児童・生徒に対し、その状況に応じた合理的配慮を提供すること。
- ・ 通常の学級や特別支援教室で、発達障害等のある児童・生徒への適切な指導を行うとともに、特別支援教育について、保護者の理解を一層深めること。
- ・ 副次的に学籍を置く児童・生徒との直接及び間接的な交流を実施し、相互に助け合う気持ちや思いやり等、豊かな心の育成を図ること。
- ・ 外国につながるの児童・生徒の文化的背景・生活習慣を十分に理解して、指導を行うこと。また、生活や学習における日本語の習得が十分でない児童・生徒には、「日本語通級指導教室」や「すみだ国際学習センター」と連携し、日本語指導等の充実を図ること。

3 地域と連携した取組の推進

(1) 地域の人材等を活用した教育の推進

- ・ 地域の特色を生かし、地域人材や施設、企業等を活用した体験的な授業や学校(園)行事等を通じて、地域を愛する心を育成し、将来への夢や希望をもち、望ましい勤労観・職業観をもてるようにすること。

(2) 安全・防災教育の推進

- ・ 「危険を予測し回避する能力」や「他者や社会の安全に貢献できる資質や能力」を、児童・生徒が発達の段階に応じて身に付けられるようにすること。
- ・ 東日本大震災や風水害等の教訓を踏まえた防災教育を推進し、様々な危機的状況を想定した地域との連携による訓練を実施する等、学校としての災害対応能力を高めるとともに、危機管理能力を高めること。

(3) 区立図書館と連携した教育活動の推進

- ・ 学校図書館の一層の活用を図り、区立図書館と連携し、読書習慣を形成することを通して、読書に親しむ児童・生徒を育てること。また、学習の基礎となる語彙力や表現力などの諸能力の育成につなげるようにすること。

4 文化・スポーツ活動の取組の推進

(1) オリンピック・パラリンピック教育の推進

- ・ オリンピック・パラリンピックの歴史や意義、理念等を学習し、競技観戦等の機会を十分に活用し、運動への興味・関心を高めること。
- ・ 日常的な実践での健康増進に向けた取組の充実や、地域と連携した運動・スポーツの魅力を生かす特色ある取組を通し、オリンピック・パラリンピック教育を計画的に推進すること。

(2) 郷土文化に関する教育の充実

- ・ 北斎と北斎に関連した事柄を題材にした授業を実施し、北斎の作品や生き方を学ぶこと。また、地域や地域にゆかりのある人物についての授業を通して、郷土愛を深めること。
- ・ 東京大空襲の教訓を踏まえ、すみだ郷土文化資料館を活用した授業や空襲体験者から話を聞く学習等を通して平和に対する意識を高め、平和教育の充実を図ること。

5 学校マネジメントの強化

(1) カリキュラム・マネジメントの確立

- ・ 学校(園)で、各教科等の教育内容を学校(園)の教育目標、経営方針、研究主題等を柱として、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。
- ・ 学校(園)で、教育内容の質の向上に向けて、幼児・児童・生徒の姿や各種調査データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図ることによって、教育課程の適切な進行管理に努めること。
- ・ 学校(園)は、教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。

(2) 学校経営の充実

- ・ 校(園)長は、様々な機会に保護者や地域に対し経営方針・経営計画を周知するとともに、学校(園)と保護者や地域に対し目標を共有して協働活動を推進すること。

- ・ 学校(園)は、第三者評価を踏まえた自己評価及び中間評価を実施し、教育活動の改善を図ること。
- ・ 学校(園)は、学校運営連絡協議会において学校(園)経営に関する意見交換を行い、関係者評価を実施して、さらなる学校(園)経営の改善・充実を図ること。

(3)教員の組織的・計画的な人材育成等

- ・ 校(園)長は、組織的なOJT体制を確立し、職層ごとの役割を明確にした教員の育成を図ること。
- ・ 校(園)長は、校(園)内研究や校(園)内外の研修会に意欲的に参加し、自らの指導力を向上させようとする教員の育成を図ること。
- ・ 校(園)長は、管理職と教職員や教職員同士のコミュニケーションを円滑に図り、良好な職場環境を醸成してメンタルヘルス対策を徹底すること。
- ・ 服務事故防止に係る年間計画に基づき、計画的に研修を行い実践に結び付けるとともに、日常的にコンプライアンスを徹底すること。

(4)体罰や暴言、不適切な指導の根絶

- ・ 学校(園)は、外部指導員等を含めた全教職員が「体罰防止セルフチェック」を実施して自己の指導を見直すとともに、研修等で、体罰や暴言、不適切な指導は人権侵害であるとの認識をもつことを徹底すること。

(5)教員の人権感覚や危機管理意識の向上

- ・ 学校(園)は、東京都教育委員会が作成する人権教育プログラム・安全教育プログラムを活用した教育計画の見直しや研修会の計画的な実施等を通して、教員の人権感覚を高め、危機管理意識の向上を図ること。
- ・ 学校(園)は、貧困や虐待等の問題について、組織的に対応するとともに関係機関との連携を早期に進めること。

令和元年度インフルエンザの発生状況について

1 概 況

都内では、令和元年 9 月 2 日に今シーズン最初のインフルエンザ様疾患による学級閉鎖が実施された。令和元年第 38 週（9 月 16 日から 9 月 22 日まで）の報告において、インフルエンザの定点あたり患者報告数が流行の目安となる 1.0 人を超えたことから、注意喚起のため、令和元年 9 月 26 日付けでインフルエンザ流行に関する報道発表を行った。

2 都の検査情報（健康安全研究センター発行：インフルエンザ情報第 7 号より）

感染症発生動向調査事業により、43～45 週に定点医療機関から東京都健康安全研究センターに搬入された 27 検体のうち、インフルエンザ A 型が 12 件（AH1pdm09 が 12 件）検出された。

※AH1pdm09：2009 年に新型インフルエンザと呼ばれて流行したウイルス

3 墨田区立小・中学校の状況

（1）今シーズンの学級閉鎖等の初発状況（令和元年 11 月 29 日現在）

報告受理日	学校名	年組	在籍者数	インフルエンザ様疾患による欠席者数	インフルエンザ様疾患罹患登校者数	閉鎖期間	期間	備考
11/25	言問小	2-1	30	6	0	11/26～11/28	3 日	A 型 2 名、発熱 4 名
11/25	立吾小	1-1	28	8	0	11/26～11/28	3 日	A 型 4 名、発熱 4 名
11/25	柳島小	6 年 (3 学級)	91	41	0	11/26～11/28	3 日	A 型 28 名、発熱 10 名、 体調不良 3 名
11/25	柳島小	2-1	26	10	0	11/26～11/28	3 日	A 型 7 名、発熱 3 名

昨シーズンの学級閉鎖等の初発

平成 30 年 12 月 3 日から 4 日までに第三寺島小学校 2 年 1 組の学級閉鎖と 1 年生（2 学級）の学年閉鎖があった。

（2）昨シーズン（平成 30－31 シーズン）のインフルエンザ発生状況

対応状況		小学校	中学校	幼稚園
臨時休業	学年数	6	0	3
	学級数	5 4	0	
時間短縮	学年数	0	8	0
	学級数	7	3	

4 その他

昨年同様に区立小・中学校の学級閉鎖等の状況を電子メールに添付して報告します。